

第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会開催要項

1 目的

第 3 期消費者基本計画の実施期間が平成 31 年度で終了することを見据え、消費者関係施策の動向や社会経済情勢を踏まえ、新たな消費者基本計画の検討を行うことを目的とする。

2 主な検討事項

新たな消費者基本計画の策定に関する事項

3 委員等

- (1) 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。座長は会務を総括し、検討会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- (4) 検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4 検討会の運営等

- (1) 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- (2) 検討会は、原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等は非公開とすることができる。
- (3) 検討会の庶務は、消費者庁消費者政策課が行う。
- (4) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了解を得て、その取扱いを定める。